

県南広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成24年1月24日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 107号
- 2 供用開始の区間 北上市立花30地割92番1地先から29地割33番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年1月24日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - (2) 期間 平成24年1月24日から同年2月24日まで